

飲食店のみなさまへ



飲食店を利用される方や従業員の方が望まない受動喫煙を受けることのないよう、守っていただくルールがあります。

義務違反した場合：保健所などによる指導・助言、勧告・公表・命令、立入検査等のほか、過料の対象となる場合があります。



✓ ルール①

屋内は禁煙です！

屋内は原則禁煙です。喫煙スペースを設ける場合、一般的な飲食店において設置できる喫煙室は2種類です。喫煙室は法の技術的要件を満たす必要があります。

お店を利用する方が見てわかるようにするため、喫煙室を設置する場合は標識の掲示義務があります！

		喫煙室入口	店舗入口
☐	禁 煙 屋内は禁煙		禁 煙 No Smoking ※禁煙の場合は努力義務
☐	喫煙専用室 喫煙のみ可 喫煙しながら飲食不可 店内の一部に設置可	喫煙専用室 Designated smoking room 20歳未満の方は立ち入れません。 〔喫煙〕には、加熱式たばこも喫煙することとなります。	喫煙専用室あり Designated smoking room available 〔喫煙〕には、加熱式たばこも喫煙することとなります。
☐	加熱式たばこ専用喫煙室 加熱式たばこ限定 喫煙しながら飲食可 店内の一部に設置可 (全部は不可)	加熱式たばこ専用喫煙室 Designated heated tobacco smoking room 20歳未満の方は立ち入れません。	加熱式たばこ専用喫煙室あり Designated heated tobacco smoking room available

「喫煙可能室」(喫煙しながら飲食可)は、次の全ての要件を満たした場合にのみ設置できる例外的措置です。

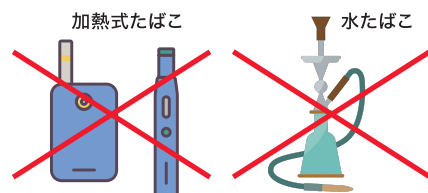
① 2020年(令和2年)4月1日時点で、すでに営業している飲食店 →

これから営業開始する場合は設置不可

- ② 個人経営または資本金5,000万円以下の中小規模の法人経営
③ 客席部分の面積が30㎡以下(大阪府受動喫煙防止条例により)

✓ ルール② 加熱式たばこ・水たばこも規制対象です!

紙巻きたばこだけでなく、近年利用者が増加している加熱式たばこ(アイコス・グローなど)や水たばこ(シーシャ)も受動喫煙防止の規制対象です。



✓ ルール③ 20歳未満の人(従業員・アルバイトを含む)を喫煙区域に立ち入らせてはだめ!

発育途上にある若い人は、たばこによる健康への悪影響を受けやすく、子どもは自らの意思で受動喫煙を避けることが困難です。
利用者、従業員等を問わず、20歳未満の人を喫煙区域に立ち入らせてはいけません。
従業員を雇用する飲食店は、店内を禁煙とするよう努めなければなりません。



✓ ルール④ 配慮義務を忘れずに!

飲食店の屋外など、喫煙できる場所であっても、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮する義務があります。

店舗の出入口付近などで望まない受動喫煙を生じさせることがないように、店舗前に灰皿を設置しない(撤去する)ことや、店舗前で喫煙しないよう注意書きを掲示するなどの対応をお願いします。
近隣の方や通行人の方とのトラブルを防止するためにも、屋外についても配慮をお願いします。



✓ ルール⑤ 喫煙目的店には要件があります!

公衆喫煙所・たばこ販売店以外で、喫煙目的室を設置できるのは次の要件を全て満たす喫煙を主目的とするバー、スナック等です。

<喫煙目的店の要件>

1. たばこの対面販売(出張販売を含む。)をしていること(自販機不可)
2. 施設の屋内において喫煙する場所を提供することを主たる目的としていること
3. 主食(米飯類、菓子パンを除くパン類、麺類、ピザ、お好み焼きなど)を自前で調理して提供しないこと(ランチ営業での主食提供を除く)

<要件を満たしていない場合>

「禁煙にする」もしくは「喫煙専用室又は加熱式たばこ専用喫煙室を設置する」



受動喫煙防止に関する
詳しいルールは
こちらをご確認ください。
厚生労働省HP 大阪府HP



お問合せ先
大阪府受動喫煙防止対策
相談ダイヤル
06-6944-8224